

受動喫煙防止対策の義務化について

— 飲食店のみなさんへ —



令和2年4月1日から、健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)の施行により、飲食店は、原則屋内禁煙とすることが義務付けられます。

しかし、一定の条件を満たす飲食店については、屋内での喫煙を認める経過措置等が設けられていますので、ご確認のうえ、必要な受動喫煙防止対策を取ってください。

▼ 飲食店に必要な受動喫煙防止対策のフローチャート ▼

飲食店は、**受動喫煙防止のため原則屋内禁煙**ですが、以下の分類によって経過措置等があります。

Q1 通常、主食と認められる食事(米飯、パン、麺類、ピザ、お好み焼きほか)を**提供しない飲食店**ですか?

Q2 たばこの対面販売(出張販売を含む。)を**している飲食店**ですか?

1つでも「いいえ」

すべて「はい」

Q1 令和2年4月1日時点で、営業している飲食店ですか?

Q2 個人あるいは資本金又は出資の総額5,000万円以下の法人ですか?

Q3 客席部分の床面積は、100㎡以下ですか?

Q1 令和2年4月1日時点で、営業している飲食店ですか?

Q2 個人あるいは資本金又は出資の総額5,000万円以下の法人ですか?

Q3 客席部分の床面積は、100㎡以下ですか?

すべて「はい」

1つでも「いいえ」

1つでも「いいえ」

すべて「はい」

経過措置として選択可

経過措置として選択可

飲食可

店内禁煙

喫煙のみ可

飲食等も可

飲食等も可

飲食可



喫煙可能室の設置
(店内での喫煙可)
届出書の提出が必要



屋内禁煙



喫煙専用室の設置



加熱式たばこ専用
喫煙室の設置



喫煙目的室の設置
(店内での喫煙可)



喫煙可能室の設置
(店内での喫煙可)
届出書の提出が必要

各種喫煙室(喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室、喫煙目的室、喫煙可能室)について

各種喫煙室の設置について検討する際は、以下の事項に留意してください。

●各種喫煙室は、たばこの煙の流出防止のため、以下の技術的基準を満たす必要があります。

- 1 たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
- 2 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること
- 3 たばこの煙が屋外に排気されていること

※1 加熱式たばこ専用喫煙室の中では、紙巻きたばこ等を喫煙することはできません。

※2 店舗全体を喫煙可能室とする場合は、①の基準のみ満たす必要があります。

※3 管理権原者の責めに帰することができない事由により、③の基準を満たすことが困難な既存飲食店の方への経過措置として、技術的基準を満たした脱煙機能付き喫煙ブースの設置が認められます。(①②の基準は満たす必要があります。)

●運用に関しても、様々なルールがあり、違反した場合には罰則等が適用されることがあります。

喫煙室の
標識掲示

施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。

20歳未満は
立入禁止

20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入らせることはできません。

従業員への
受動喫煙対策

従業員に対する受動喫煙対策も講ずることが必要です。

違反時の罰則
等の適用

義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

厚生労働省では、現在の喫煙状況、事業の内容、建物の構造といった職場環境に応じた適切な施設・設備対策や、受動喫煙防止対策助成金の申請方法などの個別相談・助言窓口を設けています。(無料)

厚生労働省 受動喫煙防止対策に係る相談支援窓口

050-3537-0777

受付時間
平日9~12時、13~17時

詳しい情報はこちらへ

岐阜県受動喫煙防止対策について

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/tabaco-taisaku/11223/jyudoukitsuenboushi.html>



喫煙可能室を設置しようとする飲食店の皆さまへ

店舗の所在地を所管する保健所健康増進課に「喫煙可能室設置施設届出書」を持参又は郵送で提出してください(メール不可)。
不明点がある場合等に限り、保健所からご連絡することがあります。

郵送で提出する場合は、朱書きで、封筒の宛名面に「喫煙可能室設置施設届出書 在中」と記入してください。

※ 届出受理番号

喫煙可能室設置施設届出書

令和元年●●月●●日

■■保健所長 殿

株式会社 喫煙対策
届出者 代表取締役 岐阜花子

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第6項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 喫煙可能室設置施設	(ふりがな) ①名称	きつえんたいさくしょくどう 喫煙対策食堂
	②-1 所在地	〒501-1234 ●●市△△町□□123-4 (電話 058-394-0000)
	②-2 車両番号等	
	③営業許可番号	第12345678号
④営業許可日	平成29年 4月 1日	
2 管理権原者	(ふりがな) ①氏名(法人にあっては、その名称)	かぶしがいいしゃ きつえんたいさく 株式会社 喫煙対策
	(ふりがな) ②法人にあっては、その代表者の氏名	ぎふ はなこ 岐阜 花子
	③住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)	〒501-1234 ●●市△△町□□567-8 (電話 058-392-0000)
3 備考	担当者の氏名 岐阜 太郎 職名 専務 連絡先 090-1234-0000	

届出受理番号欄は記入しないでください。(保健所で使用します。)

店舗所在地を所管する保健所名をご記入ください。
〔下記の「岐阜県の保健所」一覧をご確認ください。岐阜市内の飲食店の場合は、岐阜市健康増進課にお問い合わせください。〕

「2 管理権原者」の①欄を記入し、届出者印を押印してください。
〔法人の場合は、①の法人名と、②の法人代表者氏名を記入し、代表者印を押印してください。〕

1 喫煙可能室設置施設

喫煙可能室を設置しようとする店舗の

- ① 名称
- ②-1 所在地
- ③ 当該店舗に対する食品衛生営業許可書の許可番号(8ケタ)
- ④ 当該店舗に対する食品衛生営業許可書の有効期間の起点日

を記入してください。
(②-2欄は、記入の必要はありません。)

2 管理権原者

喫煙可能室を設置しようとする店舗の管理者(個人営業の場合は、店舗を運営する個人、法人営業の場合は当該法人)の

- ① 氏名 (法人の場合は、法人名)
 - ② (法人の場合のみ記入) 代表者の氏名
 - ③ 住所 (法人の場合は、本店所在地)
- を記入してください。

3 備考

この届出書に関して、今後問い合わせする際の担当者の ①氏名、②職名、③連絡先 を記入してください。

この他、伝達したい事項があれば、余白に記入してください。

【届け出にあたっての注意点】

- 表面の各種喫煙室(喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室、喫煙目的室、喫煙可能室)について に記載した技術的基準や、標識掲示等の運用ルールを遵守してください。
- 法律で義務付けられた以下の書類を保管してください。
 - ① 客席部分の床面積に係る資料(店舗図面等)
 - ② 資本金の額又は出資の総額に係る資料(法人の場合)

お問い合わせ窓口

- 厚生労働省 受動喫煙対策に係るコールセンター 03-5539-0303 (受付時間 平日 午前9時30分～午後6時15分)
- 岐阜県の保健所 (受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分)

所管区域	保健所	住 所	電話番号(内線)
羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・羽島郡・本巣郡	岐阜保健所(健康増進課)	〒504-0838 各務原市那加不動丘1-1 岐阜県健康科学センター	058-380-3004
大垣市・海津市・養老郡・不破郡・安八郡・揖斐郡	西濃保健所(健康増進課)	〒503-0838 大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎	0584-73-1111(内281)
関市・美濃市・郡上市	関保健所(健康増進課)	〒501-3756 美濃市生櫛1612-2 中濃総合庁舎	0575-33-4011(内358)
美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡	可茂保健所(健康増進課)	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井2610-1 可茂総合庁舎	0574-25-3111(内362)
多治見市・瑞浪市・土岐市	東濃保健所(健康増進課)	〒507-8708 多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎	0572-23-1111(内378)
中津川市・恵那市	恵那保健所(健康増進課)	〒509-7203 恵那市長島町正家後田1067-71 恵那総合庁舎	0573-26-1111(内262)
高山市・飛騨市・下呂市・大野郡	飛騨保健所(健康増進課)	〒506-8688 高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎	0577-33-1111(内359)

※ 岐阜市内の飲食店は、岐阜市健康増進課(058-252-7193)にお問い合わせください。